

22 直接国税犯則事件

(1) 起訴事件数及び有罪に係る人員、金額

区 分		起 訴 事 件											区 分	
		前年度からの 繰 越 未 決	本 年 度 の 起 訴	計	有 罪 無 罪 公 訴 権 減 未 決						有罪に係る人員及び金額			
											罰 金			
											人 員	金 額		
申 告 所 得 税	内	件 -	件 -	件 -	件 -	件 -	件 -	件 -	件 -	人 /	内	人 (社) 2	千円 /	申 告 所 得 税
		1	2	3	2	-	-	1	2	2		38,000		
法 人 税	内	件 -	件 -	件 -	件 -	件 -	件 -	件 -	件 -	人 /	内	人 -	千円 /	法 人 税
		2	1	3	1	-	-	2	1	1		15,000		
そ の 他	内	件 -	件 -	件 -	件 -	件 -	件 -	件 -	件 -	人 /	内	人 1	千円 /	そ の 他
		1	2	3	3	-	-	-	1	1		10,000		
合 計	内	件 -	件 -	件 -	件 -	件 -	件 -	件 -	件 -	人 /	内	人 3	千円 /	合 計
		4	5	9	6	-	-	3	4	4		63,000		

調査期間：令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間における事績を示したものである。

- (注) 1 内書（「人員」を除く。）は、上級審からの差戻し件数である。
2 「人員」の内書は、懲役刑に罰金刑が併科されたものである。
3 「有罪に係る人員及び金額」について、1人（社）が2以上の区分に該当する場合、主たる区分でのみ集計している。
4 「その他」は、相続税、源泉所得税及び消費税である。

(2) 犯則者違反行為別件数

申告所得税		法人税		その他	
該当条項	件数	該当条項	件数	該当条項	件数
第 238 条	2	第 159 条	1	脱税犯規定	3
第 243 条	-	第 163 条	1	両罰規定	1

- (注) 1 この表は、「(1)起訴事件数及び有罪に係る人員、金額」の「有罪件数」について、適用条文を示したものである。
2 「その他」は、相続税、源泉所得税及び消費税である。

23 間接国税犯則事件

(1) 検挙及び処理状況

区 分			酒 税							揮発油税及び地方揮発油税				石油ガス税			区 分		
			免 許 者		非免許者	小計	犯 則 者 が 判 明 し な い も の	計	ほ脱犯	秩序犯	計	地方 揮発油税分	ほ脱犯	秩序犯	計				
			酒 類 等 製 造 者	酒 販 売 業 者															
要件 処理数	前 年 度 か ら の 済	外	件	件	件	件	件	件	件	件	件	/	件	件	件	前 年 度 か ら の 済	要件 処理数		
	繰 越 処 理 未 済	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-		-	-	-			-	繰 越 処 理 未 済
処 理 済 件 数	検 挙	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-		-	-	-	-	検 挙	処 理 済 件 数	
	通 告 処 分	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-		-	-	-	-	通 告 処 分		
		告 発	外	-	-	-	-	-	-	-	-		-	-	-	-	犯 則 事 件 員 調 査 職 員		告 発
			外	-	-	-	-	-	-	-	-		-	-	-	-	そ の 他		
	通 知 処 分	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-		-	-	-	-	通 知 処 分		
		外	-	-	-	-	-	-	-	-	-		-	-	-	-	不 告 発		
	処 公 訴 分 権 消 滅	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-		-	-	-	-	処 公 訴 分 権 消 滅		
外		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		-	-	-	本 年 度 未 済 件 数			
本 年 度 未 済 件 数		外	-	-	-	-	-	-	-	-	-		-	-	-	-	本 年 度 未 済 件 数		
犯 則 に 係 る 額	通 罰 科 金 相 当 額	外	千円	千円	千円	千円	/	千円	千円	千円	千円		千円	千円	千円	千円	犯 則 に 係 る 額		
		外	-	-	-	-		-	-	-	-		-	-	-	通 罰 科 金 相 当 額			
通 罰 科 金 相 当 額		外	-	-	207	207	/	207	-	-	-		/	-	-	-	通 罰 科 金 相 当 額		

調査対象等：令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間における間接国税の犯則事件について示した。

- (注)
- 1 件数は1事件、1通告又は1通知ごとに1件として掲げた。
 - 2 外書は、共犯による犯則事件及び両罰規定を適用した犯則事件について、主たる者以外の者及び行為者を示す。
 - 3 税関分は含まない。

(1) 検挙及び処理状況 (続)

区 分			石 油 石 炭 税			たばこ税及びたばこ特別税				印紙税	航 空 機 燃 料 税	電 源 開 発 促 進 税	国 際 観 光 旅 客 税	合計	区 分		
			ほ脱犯	秩序犯	計	ほ脱犯	秩序犯	計	たばこ 特別税分								
要件 処理数	前 年 度 か ら の 繰 越 処 理 未 済	外	件 -	件 -	件 -	件 -	件 -	件 -		件 -	件 -	件 -	件 -	件 -	前 年 度 か ら の 繰 越 処 理 未 済	要件 処 理数	
		検 挙	-	-	-	-	-	-		-	-	-	-	-			検 挙
	通 告 処 分	外	-	-	-	-	-	-		-	-	-	-	-	-	通 告 処 分	処 理 済 件 数
		告 発	犯 則 事 件 員	-	-	-	-	-		-	-	-	-	-	-	-	
そ の 他	-		-	-	-	-	-	-		-	-	-	-	-	そ の 他		
通 知 処 分	外	-	-	-	-	-	-	-		-	-	-	-	-	-	通 知 処 分	
	不 告 発	外	-	-	-	-	-	-		-	-	-	-	-	-	不 告 発	
		外	-	-	-	-	-	-		-	-	-	-	-	-	外	
	処 分 前 減 公 訴 権 消 滅	外	-	-	-	-	-	-		-	-	-	-	-	-	処 分 前 減 公 訴 権 消 滅	
外		-	-	-	-	-	-	-		-	-	-	-	-	外		
本 年 度 未 済 件 数	外	-	-	-	-	-	-	-		-	-	-	-	-	-	本 年 度 未 済 件 数	
	外	-	-	-	-	-	-	-		-	-	-	-	-	-	外	
犯 則 に 係 る 額	外	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円		千円	千円	千円	千円	千円	千円	犯 則 に 係 る 額	
		-	-	-	-	-	-	-		-	-	-	-	-	-	-	
通 告 処 分 額 罰 科 金 相 当 額	外	-	-	-	-	-	-	-		-	-	-	-	-	-	通 告 処 分 額 罰 科 金 相 当 額	
		-	-	-	-	-	-	-		-	-	-	-	-	-	-	

調査対象等：令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間における間接国税の犯則事件について示した。

- (注)
- 1 件数は1事件、1通告又は1通知ごとに1件として掲げた。
 - 2 外書は、共犯による犯則事件及び両罰規定を適用した犯則事件について、主たる者以外の者及び行為者を示す。
 - 3 税関分は含まない。

(2) 通告処分及び履行状況

区 分			酒 税				揮 発 油 税			石 油 ガ ス 税			石 油 石 炭 税			た ば こ 税			合 計	区 分		
			免 許 者		非免許者	計	ほ脱犯	秩序犯	計	ほ脱犯	秩序犯	計	ほ脱犯	秩序犯	計	ほ脱犯	秩序犯	計				
			酒類等製造者	酒類販売業者																		
要履行件数	前年度から繰越履行未済 通 告 処 分	外	件 -	件 -	件 -	件 -	件 -	件 -	件 -	件 -	件 -	件 -	件 -	件 -	件 -	件 -	件 -	件 -	件 -	前年度から繰越履行未済	要履行件数	
		外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	通 告 処 分		
		外	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1		計
	外	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	計		
履行等件数	通に 告よ る履 行発 後 通公 訴権 消滅 通 告 履 行	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	通に 告よ る履 行発	履行等件数	
		外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		通公 訴権 消滅
		外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		通 告 履 行
	外	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	計		
本 履 行 未 済 件 数		外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	本 履 行 未 済 件 数		
通 告 履 行 罰 科 金 額 相 当	外	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	通 告 履 行 罰 科 金 額 相 当		
		-	-	207	207	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	207			

調査期間：令和5年4月1日から令和6年3月31日

- (注) 1 外書は、共犯による犯則事件及び両罰規定を適用した犯則事件について、主たる者以外の者及び行為者を示す。
2 「揮発油税」には地方揮発油税、「たばこ税」にはたばこ特別税を含む。
3 税関分は含まない。

(3) 酒税の違反行為別検挙の状況

区 分	免 許 者															非免許者			計			左 の 計 の う ち 密 輸 入 酒 類 に 係 る も の		
	酒類製造者				酒母、もろみ製造者				酒類卸売業者				酒類小売業者											
	件数	犯則数量		税額	件数	犯則数量		税額	件数	犯則数量		税額	件数	犯則数量		税額	件数	犯則数量		税額	件数	犯則数量		税額
第 54 条	件	L	kg	千円	件	L	kg	千円	件	L	kg	千円	件	L	kg	千円	件	L	kg	千円	件	L	kg	千円
第 55 条	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
第56条第1項 第 1 号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	8,313	-	-	1	8,313	-	-
第 2 号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
第 3 号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
第 4 号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
第 5 号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
第 6 号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
第 7 号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
第 58 条	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
合 計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	8,313	-	-	1	8,313	-	-
犯則者が判明 しないもの	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

調査期間：令和5年4月1日から令和6年3月31日

- (注) 1 この表は、「(1) 検挙及び処理の状況」について、違反行為別検挙の状況を示したものである。
2 外書は、共犯による犯則事件及び両罰規定を適用した犯則事件について、主たる者以外の者及び行為者を示す。
3 外書の括弧書きは、2以上の違反条項に該当する犯則事件について、主たる条項以外の条項に該当する件数を示す。

(4) 酒税以外の間接税の違反行為別検挙の状況

揮 発 油 税		地 方 揮 発 油 税		石 油 ガ ス 税		石 油 石 炭 税		た ば こ 税	
該 当 条 項	件数	該 当 条 項	件数	該 当 条 項	件数	該 当 条 項	件数	該 当 条 項	件数
第27条第1項第1号	件 -	第15条第1項第1号	件 -	第27条第1項第1号	件 -	第23条第1項第1号	件 -	第27条第1項第1号	件 -
〃 第2号	-	〃 第2号	-	〃 第2号	-	〃 第2号	-	〃 第2号	-
第27条第3項	-	第15条第3項	-	第27条第3項	-	第23条第3項	-	第27条第3項	-
第28条第1号	-	第16条第1項	-	第28条第1号	-	第24条第1号	-	第28条第1号	-
〃 第2号	-			〃 第2号	-	〃 第2号	-	〃 第2号	-
〃 第3号	-			〃 第3号	-	〃 第3号	-	〃 第3号	-
〃 第4号	-			〃 第4号	-	〃 第4号	-	〃 第4号	-
〃 第5号	-			〃 第5号	-	〃 第5号	-	〃 第5号	-
〃 第6号	-			〃 第6号	-	第25条第1項	-	第29条第1項	-
第29条第1項	-			第29条第1項	-				
合 計	-	合 計	-	合 計	-	合 計	-	合 計	-

た ば こ 特 別 税		印 紙 税		航 空 機 燃 料 税		電 源 開 発 促 進 税		国 際 観 光 旅 客 税	
該 当 条 項	件数	該 当 条 項	件数	該 当 条 項	件数	該 当 条 項	件数	該 当 条 項	件数
第21条第1項第1号	件 -	第21条第1項第1号	件 -	第19条第1項第1号	件 -	第12条第1項	件 -	第24条第1項	件 -
〃 第2号	-	〃 第2号	-	〃 第2号	-	〃 第3項	-	第25条第1号	-
第21条第3項	-	第22条第1号	-	第19条第3項	-	第13条第1号	-	〃 第2号	-
第22条第1号	-	〃 第2号	-	第20条第1号	-	〃 第2号	-	〃 第3号	-
〃 第2号	-	〃 第3号	-	〃 第2号	-	第14条第1項	-	第26条第1項	-
第23条第1項	-	〃 第4号	-	第21条第1項	-				
		第23条第1号	-						
		〃 第2号	-						
		〃 第3号	-						
		第24条	-						
合 計	-	合 計	-	合 計	-	合 計	-	合 計	-

調査期間：令和5年4月1日から令和6年3月31日

- (注) 1 この表は、「(1)検挙及び処理の状況」について、違反行為別検挙の状況を示したものである。
- 2 外書は、共犯による犯則事件及び両罰規定を適用した犯則事件について、主たる者以外の者及び行為者を示す。
- 3 外書の括弧書きは、2以上の違反条項に該当する犯則事件について、主たる条項以外の条項に該当する件数を示す。